



## 税理士法人より



所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

あけましておめでとうございます。本年も宜しくお願致します。早速ではございますが、前年の12月に平成29年税制大綱が公表され、様々な税制が改正されました。今回は以前この場を借りて説明させていただきましたタワーマンションを利用した場合の相続税の節税対策について、今回の税制大綱で改正がございましたので、主な改正点等をご案内したいと思います。

### タワーマンションを利用した節税

相続税の計算上、土地は路線価、建物につきましては、固定資産税評価額により評価されます。路線価は、時価のおよそ8割、固定資産税評価額については時価のおよそ6割の評価額となります。また、購入した不動産を貸し出せば、その評価額はさらに低くなることとなります。一方、現金・有価証券・動産等につきましては、基本的に時価で相続税が計算されるため、相続税対策として生前に不動産を購入し貸し付ける等の節税対策が主流となってきました。特に、高さが60メートルを

超えるような、いわゆるタワーマンションについては、高層階ほど購入価格が高くなりますが、相続税の計算上、床面積が同じであれば、購入価格の低い低層階と評価額が同額となり、また、土地の持ち分については、その戸数で按分されるため評価額が下がり、節税の効果は大きいものとなりました。

### 固定資産税評価額の見直し

平成29年の税制大綱が公表され、上述したタワーマンションの評価方法について改正がありました。以前は床面積が同額ならば、高層階も低層階も評価額は同額でした。しかし、高層階ほど販売価格が高い傾向にあることを踏まえ、階層が1階上がるごとに約0.26%ずつ評価額が上昇することとなりました。具体例を挙げさせていただきますと、1階の固定資産税評価額が1億円の場合、40階の固定資産税評価額は1億1千万円となり、1階と40階ではおよそ10%評価額が増すことになりました。

### 節税効果について

タワーマンションの評価額が変更され、税制の見直しが入りましたが、現金等の動産と比較しても、依然としてタワーマンション等の不動産を取得した場合のほうが、相続税の評価額を抑えることができます。また、タワーマンションは、一般的なマンションと比較しても、市場価格の下落のリスクが低く、貸付時には空室のリスクが少ない資産でもあるため、不動産を利用した節税は依然としてその効果は大きいものとなります。

### おわりに

平成27年以降相続税の基礎控除額の引き下げにより、これまで相続税の対象でなかった人も相続税の課税対象者となり、相続財産の生前対策がより必要なものとなってきました。不動産を利用した生前対策の他にも、相続税の生前対策は多岐に渡りますので、ご相談等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。



## 社会保険労務士法人より



所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

### 2017年「雇用保険」はこう変わる!

#### 1月1日以降：65歳以上への適用拡大

今年12月末までは、「高齢継続被保険者」に限り、65歳以上の方も雇用保険の適用対象となっていますが、2017年1月1日以降、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、②31日以上雇用見込みがある方は、「高齢被保険者」として雇用保険の被保険者となります。

#### 適用拡大に伴う企業の実務

上記の適用拡大を受け、以下の手続きが必要となります。

高齢継続被保険者である方を1月1日以降も継続して雇用している場合は、自動的に被保険者区分が変更されますので、手続きは不要です。

2016年12月末までに65歳以上の方を雇用し1月1日以降も継続して雇用している場合は、ハローワークに「雇用保険被保険者資

格取得届」を提出します。

1月1日以降に適用対象となる65歳以上の方を新たに雇用した場合も同様の手続きが必要です。

#### 対象者に係る手続きのタイミング

新たに雇用した方が適用要件を満たす場合は、雇用した日の翌月10日までに提出します。

2016年12月末までに雇用した適用対象者の場合は2017年3月31日までに提出します。雇入れ後の労働条件変更により適用要件を満たすこととなった場合は、労働条件変更の日の属する月の翌月10日までに提出します。

#### 4月1日以降：雇用保険料率引下げ等

12月8日に、厚生労働省の労働政策審議会(雇用保険部会)で雇用保険制度改正案の報告書が了承され、来年の通常国会に雇用保険法などの改正案が提出される見通しです。

この報告書によれば、2017年度から3年

間、労使折半で負担する雇用保険料を0.8%から0.6%に引き下げます。

また、失業手当の給付額を1日当たり136～395円引き上げ、倒産や解雇で離職した30～44歳の方(被保険者期間1年以上5年未満)の支給日数を120～150日にします。有期契約労働者が雇止めにより離職した場合の支給日数を拡充する措置は、5年間延長します。

さらに、通常国会には育児休業期間を最長2年とする改正案も提出される見通しですが、育児休業給付についても給付期間を最長2年とし、支給率を休業開始から半年は賃金の67%、半年経過後は50%とすることも盛り込まれています。





### 会社のトラブルQ&A

法律についての疑問にお答えします



賀

正

#### Q 帰宅するとき、途中で寄り道をして、その際に交通事故にあったら？

当社のある社員が、帰宅途中にスーパーマーケットで買い物をしようと寄り道をしたときに交通事故に遭ってしまいました。このように通勤経路から外れた場所で起こった事故でも通勤災害にあたるのでしょうか。

#### A 通勤途中の寄り道が、日常生活上必要な行為で、最小限といえるかがポイント。

##### 通勤災害とは

「通勤災害」とは、労働者の通勤による負傷、疾病、障害または死亡をいい(労働者災害補償保険法(以下「法」)第7条1項2号)、「通勤」とは労働者が就業に関し、①住居と就

業の場所との間の往復等の移動を合理的な経路および方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとして定められています(法第7条2項)。

##### 通勤経路から逸れた場合

労働者が通勤経路を逸脱または中断した場合においては、法では、当該逸脱または中断の間及びその後の移動は「通勤」としな、と定められています(法第3条本文)。そして、「逸脱」とは、通勤の途中において就業または通勤と関係のない目的で合理的経路を逸れることをいい、「中断」とは、通勤の経路上において通勤とは関係のない行為をすることをいうとされています。したがって、会社からの帰り道に、飲食店や娯楽施設に立ち寄った場合などは、通勤経路を逸脱または中断したとされる可能性が高いでしょう。ただし、当該寄り道が「逸脱」または「中断」に該当するとしても、当該逸脱または中断が、日常生活上必要な行為(日用品の購入のためや、病院で診察を受けるためなど)であって、最小

限度のものである場合は、当該逸脱または中断の間を除き、「通勤」とされます(法第7条3項ただし書き)。

##### 本件では

本件と類似の事例として、労働者が帰宅途中に、夕食の材料を購入するために自宅とは反対方向にある商店に向かって歩行中に、車に追突されたというものがありますが、この事例では、経路の逸脱中の災害であるとされています。

そこで、本件の寄り道が、法第7条3項ただし書きの場合に当たるか検討することになりますが、日常生活上必要かどうかは、当該労働者のライフスタイルによって変わってきます。例えば、当該労働者が独身で、毎日そのスーパーマーケットで夕食を買っていた等の事情があれば、日常生活上必要な行為と判断される可能性が高いでしょう。



## お知らせ

### 謹賀新年

あけましておめでとうございます。皆さまのご支援・ご指導のおかげで無事新年を迎えることができました。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

### 新メンバーのご紹介

この場をお借りして、税理士法人の新メンバー2名の紹介をさせていただきます。

#### 会計グループ / 浦崎 優生

9月に汐留パートナーズ税理士法人に入社いたしました浦崎優生と申します。会計税務の業務に携わせて頂いております。一日でも早く皆さまのお役に立てますよう努めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 会計グループ / 飯島 拓也

9月に汐留パートナーズ税理士法人に入社いたしました飯島拓也と申します。実務未経験で入社したため、ご迷惑をおかけすることも多いと思いますが、一日でも早く皆さまのお役に立てますよう精進して参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

### 1月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

#### 10日

- 源泉徴収税額\*・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]  
\*ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、28年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

#### 31日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月~12月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料納付<延納第3期分>
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税に係る住宅用地の申告 [市区町村]

#### 本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出 [給与の支払者(所轄税務署)]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

発行所

汐留パートナーズグループ

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スペリアビル5階

TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp>

誌面デザイン 赤星 ポテ子

URL: <http://akahoshi-poteco.com>